

社会保険ひろしま

第859号

- 電子申請の変更点をお知らせします
- 新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください
- 子ども・子育て拠出金率が改定される予定です
- 現物給与の価額が改定されます
- 「二以上事業所勤務被保険者」の届出書類は事務センターへ
- 出張相談所開設のご案内（4月） その他
- 令和2年度の保険料率について（広島支部）
- 任意継続制度について
- 傷病手当金・出産手当金支給申請書の返戻について
- 保険証の回収にご協力ください

3
2020
令和2年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和2年1月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		55,077	54,495
船舶所有者数		276	344
被保険者数	男性	514,525人	390,726人
	女性	313,472人	262,283人
	船員	3,207人	3,284人

日本年金機構からのお知らせ

電子申請の変更点をお知らせします

令和2年3月からの変更点は以下のとおりです。

- e-Gov 状況画面からの「取下げ依頼」に対応しています。
- 氏名等に外字が含まれる場合についても、電子通知 (PDF) で処理結果をお返しできるようになりました。
- 紙の通知書を希望される場合、事業所所在地以外への送付には、「別送依頼書」の提出が必要です。
- 氏名に用いる漢字を指定する等の連絡事項がある場合、届書の備考欄へ入力するか、メモ等を画像添付の上備考欄に「メモ添付」等と入力してください。

詳細については、日本年金機構ホームページへ記載いたしましたので、電子申請を行う前に必ずご確認ください。

令和2年4月からの変更点は以下のとおりです。

- 特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなります。
 - G ビズ ID に対応した新たな「届書作成プログラム」を日本年金機構ホームページで公開予定です。G ビズ ID (無料) を利用すれば電子証明書が無くても電子申請が可能となりますので、是非ご活用ください。
- なお、**電子証明書を利用して行う電子申請 (e-Gov 経由) は、令和2年4月以降も引き続きご利用頂けます。**

【電子申請について】 <https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html>

新たに入社された方へ、国民年金口座振替辞退手続きの周知にご協力ください

就職したことにより、国民年金第1号被保険者が厚生年金保険に加入となった場合、国民年金保険料の口座振替は停止となりますが、厚生年金保険の加入手続きの時期によっては、就職した月以降の国民年金保険料が引き落とされる場合があります。

なお、「国民年金保険料 口座振替辞退申出書」を速やかにご提出いただくことで、口座引き落としを停止できる場合があります。厚生年金保険に加入される方に対し、お手続きの周知をお願いします。

子ども・子育て拠出金率が改定される予定です

令和2年4月分 (令和2年6月1日納期限) から、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、子ども・子育て拠出金率が1,000分の3.6 (0.36%) に改定される予定です。

※令和2年3月分 (令和2年4月30日納期限) までの拠出金率は1,000分の3.4 (0.34%) です。

現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合 (現物給与) のうち、食事で支払われる報酬等に係る価額が改正され、令和2年4月1日より適用されます。

改正後の現物給与の価額は、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」中の「令和2年4月1日より「現物給与価額 (食事)」が改正されます。」をご覧ください。

「二以上事業所勤務被保険者」の届出書類は事務センターへ

同時に複数の適用事業所の被保険者となる「二以上事業所勤務被保険者」に係る業務は事務センターで行っていますので、届出書類の提出は、選択事業所を管轄する事務センターをお願いします。

※事務センターの管轄と所在地は、日本年金機構ホームページのトップページより

「事業主の方」⇒「健康保険・厚生年金保険適用関係届書・申請書 郵送先」をご確認ください。

※届書の作成方法等は、選択事業所を管轄する年金事務所にお問い合わせください。

◆ 出張相談所開設のご案内（4月）

市 町	日 時		会 場	予約制の有無
				① 予約の受付締め ② 予約先及び電話番号
大竹市	毎週火曜日	10:00~15:30	大竹商工会議所	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 広島西年金事務所 ☎082-535-1505
竹原市	4月8日（水）	10:00~15:30	人権センター1階会議室 （竹原市中央5-5-17）	予約制 ※1 ① 相談日の前々日の午前中 ② 呉年金事務所 ☎0823-22-1691
尾道市	毎週火・木曜日	10:00~15:30	尾道市役所本庁舎2階 多目的スペース3	完全予約制 ※1 ① 相談日の前日の午前中 ② 三原年金事務所 ☎0848-63-4111
尾道市因島	毎週月曜日	10:00~15:30	因島総合福祉保健センター はっさく交流館（旧田熊中学校） 3階第1・2相談室	
尾道市向島	毎週金曜日	10:00~15:30	向島支所 1階相談待合室	
大崎上島町	4月16日（木）	10:00~15:30	大崎上島町 東野保健福祉センター	予約制 ※1 ① 相談日の前日 ② 三次年金事務所 ☎0824-62-3107
庄原市	4月15日（水）	10:00~15:00	庄原市役所東城支所	

※1 各年金事務所への予約申し込みは電話音声案内の「1」の後に「2」を押してください。

◆ 年金事務所では年金の予約相談を行っています。是非ご利用ください。

ご予約いただくと、お客様のご都合に合わせてスムーズに相談できます。またご相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約申し込みは「予約受付専用電話」へ！0570-05-4890

- 予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。
- お近くの年金事務所でも受付しています。

◆ 新任事務担当者説明会のご案内

会 場	日 時	管轄年金事務所
広島南年金事務所（広島市南区皆実町1-4-35）	4月23日（木）1330~16:00	広島東年金事務所

◆ 届書等の広島広域事務センター直送のお願い

事務センターでは、届出いただいた届書の審査、入力処理、発送業務を一括して行っています。少しでも早くお客様に保険証や通知書等をお届けするため、事務センターへの直送をお願いします。

送付先：〒730-8602 広島市中区中島町3-25 ニッセイ平和公園ビル
日本年金機構 広島広域事務センター

◆ 手話による年金相談のご案内

会 場	日 時
広島東年金事務所	4月8日（水）
福山年金事務所	13時~15時

○毎月第二土曜日（13時~16時）は広島県内の年金事務所への事前申し込みにより、手話による年金相談を行っています。



～協会けんぽ広島支部は加入者の皆様全員の健康増進をめざします～

令和2年度の保険料率について(広島支部)

令和2年度の協会けんぽ広島支部の健康保険料率は、10.01%となり、0.01%の引き上げとなりました。健康保険料率引き上げの要因は、医療給付費の伸びや、インセンティブ制度財源分の拠出(保険料率に0.004%を加算)などが挙げられます。

また、全国一律の介護保険料率は、1.79%となり、0.06%の引き上げとなりました(40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者が対象)。

広島支部においては、皆様の健康づくりに関する事業の推進や、医療費適正化事業等により保険料率上昇を抑制できるよう更なる努力を行って参りますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

健康保険料率 …… **10.00% → 10.01%**

令和2年2月分(3月納付分)まで

令和2年3月分(4月納付分)から

介護保険料率 …… **1.73% → 1.79%**

令和2年2月分(3月納付分)まで

令和2年3月分(4月納付分)から

■ 介護保険料率は全国一律。



任意継続制度について

任意継続制度とは、退職や労働時間の短縮等によって健康保険の被保険者の資格を喪失した後も、一定要件のもとに個人で継続して加入できる制度です。

任意継続被保険者となるための要件

- ① 退職日までに継続して**2か月以上**の**被保険者期間**があること。
- ② 退職日の翌日から**20日以内**に、お住まいの都道府県の協会けんぽへ申出書が到着すること。

※退職日前からのお申込みはできません。

任意継続保険料について

退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて算出します。原則、**退職前に納付されていた保険料の2倍**になります。

※加入する支部が変更となる場合、都道府県で保険料率が異なるため、多少変動する場合があります。

※退職時の標準報酬月額が30万円以上の場合、標準報酬月額は30万円です計算します。

ご加入のお手続きについて

「任意継続被保険者資格取得申出書」をご提出ください。

※「任意継続被保険者資格取得申出書」は、協会けんぽのホームページから印刷できます。

※ご家族を扶養に入れる場合は、添付書類が必要となる場合があります。詳しくはお住まいの都道府県の協会けんぽにお問い合わせください。

保険証について

保険証と初回納付書を同封してご郵送いたします。

※初回保険料が未納になると、加入された日に遡って健康保険の資格が取消となりますので、必ず納付期日までに、お近くの郵便局やコンビニ等で納付をお願いいたします。

資格取得に係る退職日の証明書類の添付について

退職日がわかる証明書(※)を添付していただくと、保険証の発行が通常より早くなる場合があります。

※退職日がわかる証明書(事業主または公的機関の証明があるもの)

退職証明書のコピー、離職票のコピー、資格喪失証明書のコピーのいずれか1つ

なお、これらの書類がなくても任意継続のお手続きは可能です。

3月末にご退職の方が多く、4月の窓口はかなりの混雑が予想されます。郵送でのご提出にご協力をお願いいたします。



傷病手当金・出産手当金支給申請書の返戻について

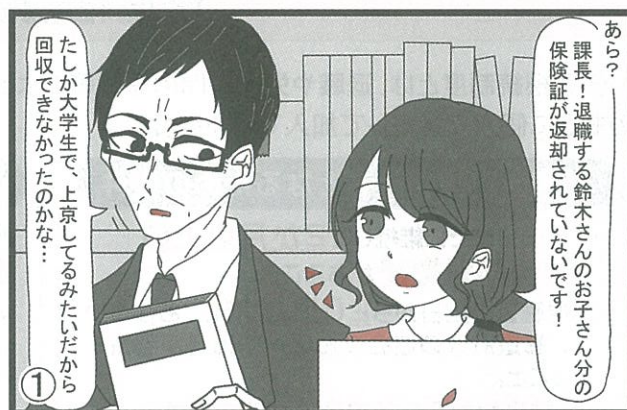
傷病手当金・出産手当金支給申請書について、事業主記入用ページへの記載漏れがある場合や、記載内容だけで判断できない場合は**返戻**となりますので、ご注意ください。

平成28年4月より出勤簿・賃金台帳・役員報酬を支給しないこととする役員会議議事録などの添付は不要となっております。

そのため、事業主記入用ページへの**勤務状況・賃金支給状況・賃金計算方法の記入の徹底**をお願いいたします。

※なお、審査に不要な書類が添付されていても、原則返却することはできませんのでご了承ください。

保険証の回収にご協力ください



広島修道大学まんが愛好会 土田 菜緒 様に制作していただきました。

健診等の詳細は、保健グループ(082-568-1032)へお問い合わせください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会広島支部 TEL:082-568-1011(代表)
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2F
【ホームページ】<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hiroshima/>



保険証が使えるのは退職日当日まで。退職後は速やかに保険証を返却してください。



申請書の郵送にご協力ください。